

第4回 耕作放棄地対策研究会 議事録

日時：平成20年8月22日（金）13：30～15：15

場所：経済産業省別館10階1014会議室

○農村計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第4回耕作放棄地対策研究会」を開催させていただきます。

まず、8月1日付けで省内の組織再編があり、これまで企画部農村政策課で事務局を務めておりましたが、企画部が農村政策部に、また、農村政策課が農村計画課に名称が変更となり、このたび、私、三浦が担当することとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。資料1から資料4まで、それから参考資料。また、一番後ろに第2回研究会の議事録を配付しております。参考資料につきましては、これまでの研究会での委員の皆様からの主な御意見を記述しておりますので、議論の御参考にさせていただければということで配付しております。また、第2回の議事録につきましては、各委員の皆様を確認いただき、修正等の御意見を反映させていただいておりますので、この議事録をもちましてホームページ上に公開させていただきます。

それでは、カメラ撮りの方はここまでとさせていただきます。

（報道機関関係者退室）

○農村計画課長 以後の議事進行につきましては、三野座長にお願いいたします。

○三野座長 承知いたしました。それでは、本日は、中間とりまとめに向けて、事務局より骨子（案）をお示しいただくこととしております。

それでは、議事（1）の「中間とりまとめ骨子（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○耕作放棄地対策室長 それでは、事務局の方から御説明を申し上げます。

お手元の資料の右上の資料3、これが骨子（案）でございます。それから、もう1つ別の資料4が、骨子だけでは少し内容が御説明しきれないところもございますので、9月末に向けた中間とりまとめのたたき台ということで、両方の資料で御説明させていただきながら、後程、御意見等をいただければというふうに思っております。

それから、最後に参考資料ということで横紙でございますけれども、これまでの主な御意見ということで、第1回から3回までいただいた御意見の主要なものを整理してございます。第3回の御意見については、6ページ、7ページということで、こちらの方は御紹介だけにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3と4でございますけれども、まず、この研究会の目的を第1回の際にもお示しいたしましたけれども、再度整理をしてございます。

耕作放棄地解消を今後より一層本格化させるために、耕作放棄地を誰に、どのように利

用していただくのか、何に活用していただくのか、その際の課題は何かといったことを、有効な仕掛け方等を含めた整理の中で、委員の先生方から新しい発想のヒントもいただきながら、最終的には国と地方が一体となって耕作放棄地の解消に取り組むための気運を醸成していくということを目的として再度整理させていただいております。

次が、「耕作放棄地を取り巻く現状」でございますけれども、こちらの方は、これまでの研究会でお示してきました内容をかいつまんで整理しております。

まず最初でございますけれども、これは耕作放棄地の面積の推移でございます。この辺から、たたき台の資料の方の2ページあたりとこちらの骨子と両方御覧いただきながら御説明させていただきたいと思っております。骨子の方の今申し上げました面積の推移につきましては、御承知いただいておりますとおり、耕作放棄地面積そのものは1985年までは大体13万haで横ばいでありましたけれども、最新の2005年では約3倍の38万6,000haまで増加してきているというところでございます。また詳細には、たたき台の2ページのパラグラフ8あたりに書いてございます。

その次の骨子の丸でございますけれども、こちらに耕作放棄地の悪影響を再度整理させていただきました。地元にお住まいの方々、それから周りの農地を利用しているの方々から見れば、耕作放棄地が病虫害であったり鳥獣被害の発生源になるということでございますし、当然、農地利用集積といった際に、耕作放棄地の所有者の意向等も含めて、なかなかうまくいかないといったようなことがございます。それから、地域住民の方から見ますと、廃棄物の不法投棄やごみ、更には夏場の草が視界を悪くしまして、犯罪の発生源になったり、景観の悪化の原因になったりというようなこともございます。このように、農業生産だけでなく、地域住民の生活環境にも影響がある。それから、景観の悪化という観点からいけば、都市住民の交流等の観点でも、この解消がやはり必要となっているというような整理をしました。こちらは、たたき台の方のパラグラフ9から10ぐらいのところをかいつまんで書いたものでございます。

骨子の1の3つ目の丸でございますけれども、これまで耕作放棄地解消もしくは未然の防止という観点から、中山間地域等直接支払制度であったり、農地・水・環境保全向上対策等の発生防止策、解消策というようなものも制度として準備してきて、活用していただいているところでございます。それ以外に、やはり耕作放棄地を含めた農地の有効利用という観点から、担い手等への農地利用集積であったり、企業等の新規参入の促進であったり、生産基盤整備と併せて耕作放棄地を解消したりといったような対策も推進してきたところでございます。しかしながら、先ほど申しました2005年の38万6,000haというような現状でございますので、この解消に更に取り組んでいくことが必要になっているというふうに考えてございます。こちらは、たたき台のパラグラフの11から13あたりをかいつまんで整理したつもりでございます。

それから、骨子の2番の方でございます。「食料供給強化の観点からみた耕作放棄地対策」というタイトルにしました。申しわけありません、たたき台の方の3ページの一番上の表

題の「耕作放棄地問題」というところと骨子のタイトルが合っていませんけれども、こちらはまた整理させていただきます。

骨子の2番の最初の丸でございます。これは、世界の今の状況ということで、先般の研究会で御紹介したあたりを書かせていただきました。

それから、次の丸でございますけれども、こちらが我が国のカロリーベースの食料自給率といったあたり。それから、農地の面積の減少傾向ということについて触れてございます。御承知のとおり、最新の食料自給率は40%になったということもございますけれども、これまで、ここ数年39%だったというところで、40%前後に低迷というふうに書かせていただいております。

それで、国際的な食料事情が不安定化する中で、国民への食料の安定供給を図る。そのためには、限りある農地の確保と最大限の有効利用を推進することが不可欠である。そういう点から、耕作放棄地の解消、特に農業上重要な農用地区域を中心とした解消を追求していく必要があるというような整理をさせていただきました。こちらは、たたき台の3ページのパラグラフ14から16のあたりを整理してございます。

骨子の2枚目の方に移ります。Ⅲの「耕作放棄地全体調査、解消計画の策定」ということで、本年度、市町村・農業委員会の皆様の方にこの調査、解消計画の策定をお願いしておりますけれども、そのあたりのことを再度整理してございます。

最初の丸でございますが、全体調査の必要性を再整理してございます。今、耕作放棄地の状況というのは、農林業センサスや農業資源調査で面積を主体とした全体像の把握はされております。しかしながら、解消対策を講ずる上で必要な情報として、耕作放棄地の所在であったり、その荒廃の程度であったり、農業上の利用が可能なのか、どうしても林地等の非農業的利用を検討せざるを得ないのかといった、そういった情報がまだ正確に把握できていないという実態にございます。

こういうことを背景にいたしまして、次の2つ目の丸ですが、本年中に国と地方の協力、それから一体となった方法で調査をしていこうということで、私ども農水省の方で調査要領であったり、調査マニュアルといったいろいろな資料等をまとめまして、それを踏まえた調査の実施と解消計画の策定を市町村・農業委員会の方をお願いしているところでございます。

3つ目の丸でございますけれども、この調査におきましては、耕作放棄地の状況を整理した後、次の3つの分類で個々の耕作放棄地を区分していただくことを考えております。1つ目、2つ目が基本的には農地として利用していくための分類でございますし、3つ目は、やむを得ず非農業的利用ということで農地に復元が不可能な土地というような区分をしていただきます。

この調査によって、農業利用が可能な土地につきましては、今後の解消の取組の対象というふうに考えておりますので、この全体調査と合わせまして、市町村・農業委員会、それから農業関係機関等の中で、この土地の農業上の利用の分類や方向性を話し合っていた

だき、解消計画を策定していただくということにさせていただきます。このあたりは、たたき台の4ページ目の17から21ぐらいまでのパラグラフで整理をしたものでございます。

ここで、たたき台の方の4ページの一番下の23ページのパラグラフのところだけ少し御説明申し上げますけれども、私どもが市町村・農業委員会の方にお示ししました通知類等の中で、解消計画の着実な実行をお願いしていくために、農業経営基盤強化促進法に基づきます市町村・農業委員会が行なう耕作放棄地解消に関する指導等の措置というのを一体的に運用していくということについても通知等でお示ししまして、調査、解消計画の策定と合わせて、農業経営基盤強化促進法の措置というのを一体運用していくというあたりについてもお示しをしているということについて、触れさせていただきました。

骨子の方に戻ります。2ページの真ん中下でございます。IV「耕作放棄地対策に必要な検討事項」でございます。ここから耕作放棄地の解消に向けて、これまで御意見等をいただきました内容を踏まえて、どういった視点の検討が必要かということを整理しております。

1番として「地域の課題と取組」というふうにタイトルをつけました。ここでは、現状、耕作放棄地の解消という取組が、先進的な取組等も含めて各地で進めていただいているところではあるのですが、全国的に普遍的に展開するという状況にはまだ至っていないのではないかとございまして。これまでの研究会での御意見、地元関係者の意見、それから取組事例等からいきますと、耕作放棄地の解消に向けて取り組む際のポイントとして3つあるのでないか。

1つは、農業者をはじめとしたということではございますけれども、地域の多様な主体の参画、それから協働というような取組が必要ではないか。特に農地として耕作放棄地を解消していく際には、導入作物の検討であったり、販路の確保というのが非常に重要である。それから、耕作放棄地という状況に至ってしまっておりますので、これを農地として利用するためには、土地条件の回復・復旧整備がどうしても必要だというあたりではないかというふうに整理をしました。このあたりは、たたき台の資料の5ページでございますけれども、パラグラフの26から27あたりを整理しております。

また骨子の2ページに戻りますけれども、IVの2番、「耕作放棄地対策の推進本格化に向けて検討すべき事項」ということではございます。ここから、今申しました重要なポイントをもう少しかみ砕いて整理をしようというように考えました。1つ目が、「多様な主体の参画による耕作放棄地有効利用に向けた合意形成」というようなサブタイトルをつけました。耕作放棄地の活用に向けて、いろいろな背景等がありますけれども、まず動き出す中心的な役割を果たす取組主体といたしましては、当然、担い手農家であったり、耕作放棄地の周辺の農業者の方であったりというところがございましてけれども、これを支えていく、もしくは一緒になってやっていく行政の機関であったり、それから中山間地域等直払制度等の協定集落、農地・水・環境保全向上対策の活動組織であったりといった集落組織であったり、地域住民、NPOの都市住民であったりという方々が、いろいろな形でこの取組の

主体に参画しているという実態がございます。

これをまた利用される方では、当然、農地として利用されるということであれば農業者ということですが、3ページにいきますけれども、それ以外に、放牧地・草地として利用する畜産農家の方、ここには放牧利用ということも言外には入れているつもりでございますが、それから、都市・農村交流等の観点から行なっている市民農園、教育ファーム等を開設・運営する市町村であったり、NPO法人であったりというような方、それから地域活性化という観点から取り組まれている景観作物栽培であったりというところに取り組む集落組織、地域住民の方であったり、ここには景観作物と併せて、油料作物といひましようか、菜種であったり、ヒマワリであったといったものを油にまた使うということで、農業者、集落組織の方が取り組まれている事例等もございます。それから、やはり農地の保全管理ということで、先程来紹介しております中山間地域等直接支払制度であったり、農地・水・環境保全向上対策であったりというものに取り組む集落組織の方々、地域住民といった、いろいろな方々が利用主体としても参画していただいているところです。

このいろいろな取組主体、事業主体というところをどういうふうによく組み合わせるのかといったあたりが非常に重要だということで、この取組事例に見られる多様な主体の発意であったり、創意工夫であったり、それから情報を共有して取組を協働していくといった観点を全国での動きに持っていこうということ。更に、耕作放棄地の現状であったり、耕作放棄地になりそうな農地の情報の把握、その共有ということ、既存の集落組織も活用しながら、これをベースにして、地域の将来像であったり、地域農業の展望であったりということの認識、それから耕作放棄地の再生利用をどういうふうに取り組むかといったことを地域で話し合ってもらいたいということが非常に重要です。その上で、どういうように耕作放棄地の解消に取り組むかといった合意形成、それから具体的計画を策定していく取組といったものを促進していくことを検討する必要があるのではないかというふうを考え、整理をしたところでございます。ここは、たたき台の7ページ、8ページ、特に8ページのパラグラフの33あたりまでを整理してございます。

骨子の3ページの次の丸でございませうけれども、ここでは、今取り組んでおります、少し視点を変えてございませうけれども、耕作放棄地を含む農地を担っていただく新規参入の方を促進するために、これらに関する情報を全国レベルで収集・発信するシステムの構築の推進といったことを今進めておりますし、これを更に強化していくといったことが必要ではないかということを書いてございます。

更に、農地の有効利用に向けた取組で、最近の耕作放棄地所有者のうち、不在地主であったり、土地持ち非農家であったりというのが非常に増えてございませうので、そういう方々の意向といったものを確認しながら、耕作放棄地を含む農地の利用集積を進めるための委任・代理等の方式というのを検討する必要があるのではないか。更に、耕作放棄地を一旦また人に貸していく間の、人が見つかるまでの間の一時保全管理といったようなことも検討していく必要があるのではないかといったことについても書かせていただいたところで

ございます。

次が(2)の「導入作物の検討・販路の確保」でございます。ここでは、非常に重要な農地として耕作放棄地を活用していく際に非常に重要な導入作物の検討・販路の確保でございますけれども、やはり食料供給力の強化といった観点から、耕作放棄地の再生を促進していくためには、例えば、食料供給力の強化に資する米粉をであったり、飼料用米であったりといった、最近では新規需要米といったような言葉もありますけれども、そういうものであったり、麦・大豆、飼料用作物の生産拡大への支援といったものの検討が必要ではないかといったことをここに書かせていただいております。更に、これ以外の作物につきましても、地産地消や地域活性化、町興しといった観点から、地域の振興作物の選定といったものを流しながら、導入作物の適正管理といったものを一定期間支援していくといったことについての検討が必要ではないだろうかといったこともここに書かせていただきました。ここは、たたき台でいきますと、8ページの34、35の параグラフから9ページの параグラフの関係を総括して取りまとめたものでございます。

次が(3)の「土地条件の整備」ということです。地域の話し合いで農地として使っていくと、もしくは、いろいろな放牧利用、市民農園として使っていくといった際にも、一定の土地条件の整備がどうしても必要でございますので、これに当たっての検討すべき事項というものを整理しました。

まず、1つ目の丸ですけれども、耕作放棄地につきましては、放棄されていた期間の経過年数に応じまして、草の生え方であったり、灌木が相当程度繁茂したりということで、復旧の難易度が大きく異なります。それから、土壌劣化もございますし、廃棄物の不法投棄といったものもありますので、耕作放棄地を農地として使えるような状態に回復するためには、これらの活動に対する費用、労力負担といったものがどうしても解消のネックになってございますので、こういうものに対する一定の配慮というものが需要ではないかというふうに考えております。

更に、特に基盤整備が実施されていないといったものが、土地条件が悪いといった耕作放棄地の発生要因の1つにもなっております。こういう点からは、1つ1つの耕作放棄地を営農可能な状態に回復するといった解消活動だけではなくて、場合によっては、周辺の農地も含めたものであったり、抜本的に地域の中で耕作放棄地を含む農地の整備を行ったりといったような場合も必要なことがございますので、こういった生産基盤整備に対する推進方策も検討する必要があるだろうというように整理をいたしました。

また、生産基盤の整備の中に含まれ得るのかもしれませんが、あえて耕作放棄地の発生要因の中に鳥獣被害がひどいといったようなこともよく挙げられますので、3つ目の丸で、鳥獣被害対策や農地の利用用途以外に、少し粗放的な農地利用といいたしうか、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、放牧地とか、市民農園であったり、当然、草地は農業利用に含まれますけれども、こういった多様な用途に向けた条件整備にも対応できるようなことに留意していく必要があるのではないかと書いたことを書かせていただ

きました。これが、たたき台で言いますと 10 ページあたりでございます。

3 ページの最後でございますが、(4) の「施策の総合化」といったところを取りまとめております。先ほど来申しました耕作放棄地再生・利用の取組を加速させていくためには、1 番で申しました農業者をはじめとした多様な主体の参画、その合意形成でどうやって取り組んでいくかといった方向性、それから体制といったものを構築することを前提といたしまして、ここに書いてある丸の 4 つでございますけれども、耕作放棄地の再生利用に向けた調査であったり、話し合いのための調整活動であったり、それから導入作物の選定、販路の確保、営農の定着のための活動であったり、土地条件の整備であったり、4 ページでございますけれども、④、耕作放棄地そのものの土地条件の整備以外に周辺農地等を含む用排水施設などの基盤的な整備、鳥獣被害防止施設、それから販路の確保等にもつながる直売所・加工施設の整備、それから利用用途に応じたいろいろな整備メニュー、こういったものを総合的・包括的に準備いたしまして、こういったメニューから自由に選択いたしまして、更に機動的に解消の主体の方が耕作放棄地の解消に取り組める、そういった支援策を検討していく必要があるのではないかと書いたことを書かせていただきました。こちらの方は、たたき台で言いますと 11 ページのあたりを書いてございます。

骨子の最後、4 のところの V でございます。「耕作放棄地解消運動の展開」といったところです。ここは 1 つ目と 2 つ目の丸を分けて書いておりますけれども、申しわけありませんが、ここは 1 つとしてお話を申します。耕作放棄地の解消を地域住民であったり都市部の方々にも関心をもって、また、一緒に参画をしていただくといったためには、その必要性、取組方針等というものを情報発信する必要がありますので、この研究会におけます検討結果を踏まえた地域の取組の支援施策を展開していくことであったり、手引書を作成して地域の取組を促進したり、また優良事例を取りまとめたりといったことを併せまして、こういうものを情報発信いたしまして、地域住民、都市住民の方の参画を促すといったこと。それから、NPO であったり、企業の方が、最近は CSR ということで農村の協働活動の促進にも取り組まれておられますので、こういった観点の促進を図る方策といったものを検討して、国・地方、それから農業者、地域住民、都市住民の皆様方の一体的に取り組んでいくといった気運の醸成を図っていく必要があるといったことを整理させていただいております。

もう 1 点だけちょっと触れさせていただきますけれども、たたき台の 12 ページを御覧ください。12 ページの上の方は、今申しました V の「耕作放棄地解消運動の展開」の具体的なパラグラフでございますけれども、その下に、参考といたしまして「その他の課題」ということで、1 つだけ、農地の確保と最大限の有効利用を図るための農地制度、税制の見直しといったものが、残された課題ということで書かせていただいております。ここは、前回の研究会でも委員の皆様方から幾つか論点整理であったり、中間骨子の取りまとめに向けて、まだ今後の検討が残るということで盛り込めないことについては、そういう議論があった、もしくは今後の検討すべき課題であるといったものを整理しておくべきではな

いかといった御意見もございました。

これまでいただいた御意見を、今回お示しました骨子とたたき台の方には、私どもの方で考えておるところでは、可能な限り盛り込ませていただいたのではないかというふうに考えてございますが、最後に整理しました農地制度、税制の見直しにつきましては、研究会の最初のときにもお話を申し上げました。農地政策改革の具体化に今取り組んでいるということでございまして、農地制度の見直し、それにまつわる農地税制の見直しといったものも、農地の確保と有効利用を促進する観点から別途検討しておりますので、どうしてもこれ以外に関しますものについては現時点のたたき台の中には盛り込めていないということで、このような整理をさせていただきましたということを御説明申し上げます。

以上、資料3、資料4の御説明について、雑駁ではございますが終わらせていただきます。

○三野座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明がありました内容につきまして、御質問などがあればお願いしたいと思います。

○永堀委員 骨子の2ページに「地域において中心的な役割を果たす『取組主体』」となっていますね。ここで、県とか農協とか、こういう人たちは実際やるのでしょうか。かなり費用がかかるんですけれども。

それともう1つは、その下の丸の「新規就農者」。先日6月14日に、農業会議所でフォーマーズ・ファアがあったんです。それで、うちが出たんですけど、(資料を広げながら)そのときにこれは茨城県から出た資料なんですけど、新規就農者で250万をやった場合に、何をどのぐらいつくったらいいか。そのほかのページは、粗収益から経費を掛けて引いた所得まで出ているんですよ。これを見ますと、かなり大変だと思うんです。これも参考に1つ。

もう1つの資料ですけれども、これは中山間地、秩父郡長瀨町の場合ですと、耕作放棄地をきれいにした後の受け皿に、農地法の3条を一部改正して、非農家でも300㎡以内だったら所有ができるというふうに町でやろうとしているんです。そうすると、耕作放棄地は大分減るという考えです。

この2点です。

○三野座長 もし今お答えいただくことが何かありましたら、事務局の御意見を一応承っておいて。後ほどまとめてでも結構ですが。

○農村計画課長 最後の小さい面積での農地の取得の件ですけれども、御案内のとおり、農地法で新しく農地を取得する場合に下限面積の制限がございます。原則50a、県によっては地域の実態に応じて10aまで下げられるようになっておりますが、これをどう扱うかというのは、今、農地政策見直しの全体の中で検討しておりますので、そういった視点も含めながらちょっと考えていきたいと思っております。

○三野座長 それでは、そのほかございますでしょうか。御質問、あるいは御意見でもいいかと思います。

○近藤委員 中に記されているそのもののメニューそのものについては、なるほどなどということがたくさん盛り込まれていると思いますし、前回、メニューの羅列にとどまっているんじゃないかという話をしたときに、次長、企画部長から説明がありましたし、今、室長からも話がありましたので、ある程度限界があるということは理解した上で、ちょっと意見として言わせてもらいたいのは、やはり正直言って、これは非常に不満です。私たちはこういうのを記事化するのが仕事なので、例えばこれを記事化しろと言われた場合に、今はしませんが、例えばしろと言われた場合に、「農水省は解決の糸口見い出せず、中小メニューの羅列にとどまる」みたいな、そんなイメージでしか書けないんですよ。それはなぜかという、解決策として書いてあることというのは確かにそのとおりのことが書いてあるんだけど、できたらいいねとか、それが理想だねということが書いてあるだけで、何が決定的に足りないかという、では、それをどうやって推進するんだという、そのエンジン部分が全く報告書に落ちているのが問題なのかなというふうに思います。そのエンジン部分というのは、先ほど言いましたように、なかなか書きにくいところがある。税制の話とか、法律を今後どういうふうに執行していくんだとか、運用していくんだというところで書きにくい部分があるのかもしれないけれども、そこはもうちょっと工夫しないと、これを公開して見せた場合に、本当にこれで耕作放棄地は解消の方向に向かうのという気持ちを惹起することになるんじゃないか、そういう懸念を持ちました。

では、そのエンジン部分で例えば何が書けるかということになると、今思いつきでしかないのではなかなか難しいんですけども、農業の問題というのは多様な地域で多様な主体が入り込んでいるので、地域によってみんながそれぞれいろいろな役割を果たすんだ、だから、なかなか難しいんだということなんでしょうけれども、多様なところどころに若干の甘えがあって、恐らく、それぞれ参加する主体は役割をちゃんと果たしているのか。こういう役割を果たすべきではないかということをおの中に入れていけないうんじゃないかというふうに思います。

具体的に言うと問題があるのかもしれないけれども、私が常々思っていることから言うと、誰がどういう役割を果たしていないのかというと、1つだけ例を挙げると、地域農協の単位農協の方々の御苦勞というのは取材などを通じてよくわかるんです。非常に足で歩いて、いろいろな御苦勞をなさっている。ところが、各県の経済連レベルになると、何かやっつけやっつけのりゃるのかなと、失礼ながらそういうのがあります。というのは、それなりの規模があって、しかも、それなりに地域に密着しているという、この中にあります販路の拡大というものに非常に深く関わるところのはずなんだけれども、それをやっつけやっつけのところだったらごめんなさいなんですけれども、それが全然見えてこない。単なる全農と単位農協とのつなぎ役だけであるならば、ああいう組織というのはそもそも要るのかというふうにさえ思ってしまうんです。そういうことも含めて、ちゃんとそれぞれが果たすべき役割は何だ、何が果たせていないか。では、それをどう促していくんだということは少なくともちょっと入れた方がいいのかなと。思いつきですが、今ちょっと思いま

した。済みません、意見です。

○三野座長 御意見ということで、とりまとめ（案）の中にかにうまく反映するかということをお考えいただければと思います。

そのほか、澤井委員、お願いいたします。

○澤井委員 全体の印象としては、今、近藤さんがおっしゃったように、確かにやや具体性に欠けるかなという印象を受けました。ただ、中間とりまとめということなので、私の経験でも、中間とりまとめでは余り末端までは書かないので、総論的にわざとこういう形でおさめたのかなとは感じましたが、これだけを見ますと、ちょっと具体性に欠けるという印象は与えると思います。

あと2点、質問なり、意見的なものですが、1ページの1番のこれまでの対策のところ、2つ目の丸で耕作放棄地の弊害を書かれているわけですが、これは、どちらかというといわゆる付随的な弊害、要するに土地を放ったらかしておいたらこういう悪いことが起きますよということなので、私は、やはり耕作放棄地の一番の問題は、本来、国費まで注ぎ込んだ、特に農振農用地のような場合には、貴重な土地資源の浪費になっているという大認識があるんじゃないかと思うんですよね。これがないと、宅地だって家を建てないで放ったらかしておけば雑草が増えて隣近所に迷惑になるという、それと同じような、極端な話だとそういうような付随的な弊害を強調するというのは余り本質的ではないんじゃないか。要するに、農振農用地は本来、生産農地として使うべきものであるし、それは土地基本法の精神からいっても、農地法の精神から言っても、そういうことなんだということがまず基本に、もう農水省の方はわかっているからたぶん書かないんだろうと思うんですけれども、国民一般からすると、その辺はやはりきちんとしておいてもらわないと、なぜ今ここでという、後の食料供給対策だけで、これは確かにきっかけではあるのですが、単に生産農地が今足りないから耕作放棄地を転用するというだけでは、本質的に耕作放棄地というものがあってはならないという部分をやらないと、例えば先ほどの本質論をやるときに、税制の問題とか、それから農地制度の問題をやるときにもやはり関わってくることなので、私はそこに農振農用地は農地として使うということがまず大前提だということをどこかで書きぶりの問題として書いておいてもらいたいなど。貴重な農地資源の浪費になっているよということをごどこかわからせていただきたいというのがまず1点の意見です。

その辺は、1ページの一番下の丸には、限りある農地の確保とその最大限の有効利用を推進することが不可欠という、これはまさにそういう部分だろうと思うのですが、だから、これに対応する本質的な弊害の部分の書きぶりというのはあるんじゃないか。それが1点です。

それから2点目は、2ページの終わりから3ページにかけて、いわゆる担い手の問題がありますね。それで、3ページの上から2番目の丸で、新規参入促進のためにということで、農地情報の収集・発信システム、これは前から言われていたことだし、私も、ぜひ全国レベルのこういう農地情報発信のシステムというのは必要だということを申し上げてい

たので大賛成ですけれども、農地に関する総合的な情報システムをつくるという1つの方向が出たら、それを受けて、そこにいわゆる担い手、特に新規参入促進というのをうたっているわけですから、例えば団塊の世代や都市住民を新規参入を促進させるためには、いきなり行ってもできないわけですね。例えば、就農訓練であるとか、どこかに教育ファームのことが書いてありましたけれども、そういった、まず手を挙げて、担い手になってもらいたいという新規参入者に関する情報を取って、そういう人たちに一定の一種の就農訓練みたいなものをして、それで、こういうところへという希望するところへ送り込んであげるといって、一種の担い手の送り出しのためのシステム、ないしは新規参入促進のための農地情報のシステムがあるのであれば、担い手に関する一種の労働力供給のためのシステムというのも要るんじゃないか。それは暗黙でどこかに入っているのかもしれないですけど、文章上、ちょっとそこが読み取れませんので、担い手をうまく農地にミートさせるためのシステムのようなものを何か表現していただければ、もう少し先ほどの具体性が出てくるのかなという感じがちょっといたしました。

○三野座長 それでは、御意見ということで。

○小田切委員 まず最初に感想を申し上げたいのですが、私ども委員に、数日前でしょうか、恐らく資料4のたたき台の前のバージョンだと思いますが、それが送られてきたわけですが、それと比べながら読ませていただいたわけですが、非常に大きな変化といたしましうか、ポイントで大きな前進があるというふうに思って、そこは、あえてそのままがんばっていただきたいというふうに思っております。

今朝の日本農業新聞でも、与党の自給率向上総合対策の検討が進んでいるという報道もあったわけですが、恐らく今、そのやりとりのさなかだというふうに思いますので、今、我々が目の前で見たような小さな変化というのは、後々非常に大きな変化になるだろうというふうに予測するものですから、がんばっていただきたいというふうに思っています。

そのことを前提として、細かいところ2点、大きなところを2点申し上げてみたいと思います。まず細かいところですが、その1点目は、これはいずれもワーディングですが、4ページのパラグラフ17になりますが、ここで農林業センサスにより全体像は耕作放棄地については把握されているというふうにあります。これは、耕作放棄地については、残念ながら農林業センサスは全体像は把握していないというふうに私どもは思っております。それは、何といても属人調査でございますので、特に不在地主の場合にはそれが把握されていないということです。「全体像が把握されている」という表現は、これ自体はまずいのではないかとこのように思います。

それから、小さい点の2点目ですが、今回の中間とりまとめの、たぶん多用されている言葉を挙げろということで試験問題を出せば、「一体的」ないしは「一体」という言葉が多用されているということに気がつくべきだろうというふうに思います。その点で、恐らく数少ない経営資源、政策的な資源を1つの耕作放棄地の解消ということに集中するという意味で「一体」という言葉が使われているのはよくわかるのですが、例えば4ペー

ジの Paragraph 23、これは新しく入れていただいたようなものですが、「耕作放棄地解消に関する指導等の措置を一体的に運用する」という、残念ながら、この意味がわからない。そういう意味で、「一体的に」という言葉を部分的には少しほかの言葉にかえる必要があるのではないかというふうに思います。

以上が非常に細かいことだったわけですが、大きい点を2つ申し上げてみたいと思います。5ページの Paragraph 27に、重要なポイントが3つあるということで、ここに7ページから10ページにかけて、それぞれ3つのものに議論を集中しているわけです。やはり一番目に多様な主体の参画・協働が出てきて、2番目に導入作物の検討、販路の確保、この並びはやや違和感を私は持っております。と申しますのは、いささか適当ではない比喻かもしれませんが、相撲に例えれば、合意形成というのは一種の土俵だろうと思います。それで、導入作物の検討、販路の確保というのは、相撲に例えれば、これは技だろうと思います。その点で、誰が相撲をとるのかということについては、残念ながら、この3つの区分では明確化されていないというふうに思います。

そういう意味で、実は多様な主体の中に埋め込まれている利用主体、ここだけ特記するような形で2番目に書き出すべきではないかというふうに思います。そうしなければ、耕作放棄地の解消を多用な主体論、これはいわばまちづくり論、村づくり論ですが、それで解消するのかという議論、批判が必ず出てくるだろう、そのように思うわけでありまして、その点で、利用主体を明確化する、誰が相撲をとるのかということを明確化するという意味で、1つ項目を起すべきじゃないかというふうに思います。

ただ、その際、場合によっては、利用主体に加えて、いわば解消主体といいたいまいしょうか、これは別の言葉で言うと管理主体ということになるかもしれません。解消する主体、管理する主体、利用する主体が別のものであるということは十分あり得るわけでありまして、その点で管理利用主体という項目が必要なのかもしれません。

それから、大きな2番目になりますが、これがまさに非常に大きな変化があるというふうに私自身、感じているところであります。8ページから9ページ、具体的に言えば、Paragraphの35、38、39、この3つの Paragraphが、前にいただいたものを比較して読みますと、かなり大きな変化があるというふうに読ませていただきました。委員会で出た議論をそれなりに踏まえて、精いっぱい具体的に書き込んでいただいているんだろうと思います。その意味で、ぜひここはより具体化する、あるいは、これを維持していくという、その路線を曲げないでいただきたいというふうに思っているわけですが、一言で言えばこういうことだろうと思います。

耕作放棄地対策というのは、一種の現象面に対する対策であって、重要なことは、このことが自給率の向上というマクロ的な目的、それから、農家手取りの増大というミクロ的な目的、これと首尾一貫するということが大変重要だろうと思います。つまり、自給率向上、耕作放棄地の解消、そして農家手取りの増大という、この3つが首尾一貫するような方向性が必要で、恐らくそれを実現するのが政策の力だろうというふうに考えております。

その点で言えば、自給率の向上ということについて言えば、米粉、飼料用米、麦・大豆ということ今回特定して書いて、生産拡大ということまで言っていたいております。当然これは生産奨励という言葉が裏の方にあるというふうに思います。何らかの価格的な、あるいは何らかの面積的なメリットということが準備されているというふうに推察いたしますので、これは大変重要な書きぶりだろうというふうに思います。

それから、ミクロ的な点で言えば、この後のところで、資材等の初期投資や導入作物の適正確認等を一定期間支援するというふうに書いてありまして、これもまた、耕作放棄地を解消した際の所得なり、そういうものの増大、あるいは安定化ということにかなり踏み込んだ書きぶりではないかというふうに思います。先ほど申し上げたように、恐らく内々の議論が進んでいるんだろうと思います。そういう点では、例えばパラグラフ 38 の最後の語尾が「配慮が必要である」という抽象的な言葉ではなく、「強いサポートが必要である」というふうな文言に変わったり、39 ページの最後の言葉が「検討する必要がある」が「実施する必要がある」という言葉に変わったり、いずれにしても、最終的な報告にはそういった文言になるようにぜひがんばっていただきたいというふうに思います。

以上、応援演説も含めての発言でした。

○三野座長 今のところは特に事務局からの御回答ということではないと思いますので、後でまとめて。今いただけますか。では、御説明ということで。

○農村政策部長 近藤委員がおっしゃったことは、前回も同趣旨の御発言だったと記憶しています。要は、我々の決意が見えないというようなことだろうと思っております。平成 23 年度、したがって、来年度からとすれば、21、22、23、の 3 年間、今年も入れれば 4 年間、農振農用地を中心に耕作放棄地を解消すると宣言しております。38 万 ha あると言われておりますが、中には市街化区域の農地もありましょうし、どうしてもなかなか解消できないところもございます。それを今調べておりまして、3 つに分類をします。コストをかけないで解消できるようなところ。それから、相当程度基盤整備をしなければ解消できないところ。それから、どうしても無理なところ。どうしても無理なところというのは難しいと思いますが、最初の 2 つは解消していくんだと。特にそれが農振農用地のような、澤井先生がおっしゃったような大事なところ、これはとにかく解消するんだという決意は表明しております。ただ、その決意を表明するときに、霞が関でいろいろ考えていても、やるのは現場ですから、現場の難しさも十分承知しなければいけませんし、それから、有識者のいろいろなお知恵を借りたいということでこの研究会を発足したわけでございます。平成 23 年度までに解消するに当たって、いろいろなメニューとか支援措置を羅列しただけでは不十分ではないか、という御指摘に対しては、制度面については、農地制度の検討の中で耕作放棄地をどう解消するかということを十分念頭に置いて、これから秋にかけて、詰めてまいります。

それから、いろいろな諸機関がそれぞれ役割を果たしているのかという御指摘については、現場に行くといろいろな組織がございます。土地改良区、J A、農業委員会、市町村、

農業共済組合、その他いろいろな農業に携わる機関があります。農業というのは非常に広い分野で成り立っているのです、その専門の分野ということで、複数の組織があるんですけども、従来は、それがややもすればバラバラに動いておったきらいがございました。今回、例えば経営安定対策のようなものを敷くに当たって、バラバラのことをやっていたのではだめだと。また、例えば農地・水・環境保全向上対策、こういった地域全体で取り組むような施策を広くやり始めたんですが、そのときに、バラバラにやっていたのではだめだということで、地域に協議会というのをつくって、そこに関係機関が入るようになったんです。そういった協議会の中にそれぞれが入って、横の連携をとって、それぞれ餅は餅屋のメリットを生かしながらやるように、今、地域をそういうふうにも有機的に仕組んでいる最中です。

御指摘の経済連が農地にどうアクセスするかというのは、直接はなかなか難しいでしょうが、地場の農産物をどう売っていくかという観点で、産地づくりなどを通じて関係してくるのだらうと思います。

それから、澤井先生の御議論は、制度問題に絡んでしまうのですが、農地は先祖伝来と申しますけれども、本当にそうなのかという議論もありまして、戦後、相当自作農が国の力で生まれたわけがございます。それで、自作農主義という中で、なかなか規模拡大が進まない。人に貸さない。そのまま高齢化して耕作放棄につながった。そういった点も実は指摘をされております。そういった自作農主義というのを、今回、農地制度の中でどう扱うかというのも1つ焦点でございます。

それから、新規参入の情報、こういうのも地域には就農支援窓口とか、そういうのがあられるのですけれども、その辺も記述が少し不十分ということで、これもまたちょっと検討してみたいと思います。

小田切先生からのセンサスの指摘、これはおっしゃるとおり、アンケートというか、属人調査ですので、正確で詳細な情報かといえば、それはなかなかそうはならない。そうであるから、今一筆一筆調べておるわけです。そういうことで、農地の地べたの問題というのは、やはり現場に即してやらないといけませんので、マクロの統計情報、これだけでいろいろな施策を立案するというのは、ときとして不十分な面がでてくるかもしれません。ただ、おっしゃるように、耕作放棄地というのは現象面で農政の難しさが結晶化したようなところですから、その対処の仕方というのはたくさんあるはずで。担い手・高齢化の問題もあろうし、作物の需給問題、価格問題もあるし、土地条件もある。マクロの視点から見つめ直すと同時に、現場に合ったようなメニューを考えていくということで今やっております。

○三野座長 ありがとうございます。それでは、そのほか伺いたいと思いますが、御意見でございますでしょうか。

○宮城委員 意見というより、今の質疑でちょっと疑問に思っていたところが明らかになったんですけども、実は私、これを最初に読ませていただいたときに、たたき台の方の

5 ページでいきますと、問題が所有者の視点、利用者の視点、関係団体の視点と3つに分かれていたので、その流れから言うと、次の主体のところ「取組主体」になったときには、なぜか所有者が抜けちゃっているんですね。取扱主体に多様な主体に参加をときには、所有者というのは関わってくるような話になっているので、どうになってしまうのかとちょっと気になっていました。

それで、今の質疑を伺ってきて、まさにここで言っている取組主体というのは、地域にいる方たちが1つのテーブルを囲むための場をつくるという意味合いでもともと取組主体があるのかなというふうに、ある意味では納得ができたんですけども、そうすると、文章では書かれているところがあるのですが、保全管理の主体とか、それから関係団体の視点のところでは事務作業が大変だということが書かれているわけですが、まさに事務的な調整連絡を行なうような、私は調整主体と言っていいのかなと思っているんですけども、そういうものがサポートされる必要があるのかなというふうに思うんです。ですから、どういう言葉で説明していくのが地域でちゃんと理解されていて、かつ自分たちの地域ではこの部分をこう使いたいとわかりやすいのかということはあるかと思うんですけども、できれば保全管理主体とか、調整主体というようなことがうまく位置づくような報告になっていただけるといいと思います。

○三野座長 御意見ということでお伺いします。そのほか。

○桑野委員 私は地域に住んでいまして、私どもとして今回の中間とりまとめの説明は、今まで動かなかったことが動き始めていいなど。自分で何かやろうと思っていても、なかなか手法がなかった。これは全国展開の全国の情報が入ってくる。同時に、不在地主の人たちに対しても、ちゃんとした間に入ってくれる人たちがいて、目の前のことも動いていくんだと。担い手になりたかったら新しくまたいろいろなことを教えてもらいながら、その中で確実に変わっていくんだと。いろいろな地域の中に住んでいる人たちも、主体的に関わっていけるようになるんだなということはあるんです。でも、大体、農地を持っている人たちの責任というのはどうなっていくんだろうと。周りは、いろいろな人たちが地域の中で耕作放棄地については一緒に考えられるようになりますといっても、やはり主体である所有者の人たちの責任というのは、もっとあるのではないかというのを単純に思ってしまったことです。ですから、これは耕作放棄地が地域の中で話題に上がり、みんなと一緒に取り組むよ、それも全国レベルになるよ、確実に変わっていくと。その中に入っていけるのは非常にうれしいのですが、やはり主体である人たちというのはもっと責任というものがあるのではないか。その責任ということが、もうちょっと取りまとめの言葉の中にあっというのではないかということを感じました。

あと、なぜ耕作放棄地が問題であるか。そのことが、もう少しわかりやすくと言うのは変ですが、問題は問題だとわかるんですけど、今、地域を挙げてやっていかないと大変なことになっていくということがもう少し文章上必要ではないかということと。あと、自給率の向上という大きなことがあるわけですから、そこに関しての1ページ目の2のところ

の記述がもうちょっと深めた、つなげた文章にしていただけると、説明を伺っているとわかるのですが、この骨子だけ読むと、やはりその重要性というのがもう少し必要ではないかというふうに思いました。

○三野座長 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

○伊藤委員 皆さんからも意見が出ましたので、簡単に2点だけ言わせていただきますと、まず、今だから話が出てきていますけれども、耕作放棄地の解消が、ここにありますように、供給力の強化といった視点でのタイトルになっているんですね。ところが、どうも言われている方々というのは、自給率の向上という言葉が出てきやすいんですね。そこら辺は、確かに自給率の向上につながる部分もあるわけだけれども、その使い分けはやはりピシッとしておくべきではないかと。自給率と自給力という言葉の使い分け、そこら辺はこの対策の中できちんとすべきではないかということ。

あとは、私も行政機関でございますが、やはり「多様な」という表現が非常に出てきます。これは、地域によっては、それぞれ取組の主体なり、あるいは利用の主体、導入作物が違うわけでございまして、対策として一個これ、こうなさいといった形で、なかなかめり張りをつけて打ち出せない。そういうところは幅広く捉えながら、メニュー的に地域の中で考えていただいて取り組んでいただくということになろうかと思えます。そういう面では、まとめについてもやむを得ないのかなというふうに私は思えます。これを、いろいろな機関がそれなりにまた解釈して、前向きに取り組んでいく必要があると思えます。ただ、今日も出ておりますように、今、小田切先生の方からもありました。今回、かなり突っ込んで書いていただいていると思えます。ただ、部長の方からも結論的な話がありましたように、やはり現場の方では、権利の調整あたりで非常に苦労している部分がございます。そこら辺を市町村・農業委員会、あるいは関係機関が、解消に向けて動きやすい環境というか、制度的な面も含めて、そこら辺をぜひ今後の農地改革の面も含めて、十分御議論なりしていただくように私の方からお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○三野座長 ありがとうございます。もうお一方、もしありましたら。

○高橋委員 今、意見をお伺いしていると、各委員の方から抽象的であるというような御意見があったようでございますけれども、耕作放棄地に関しては、それだけ有効的、効果的な具体策を出すというのは非常に難しい**問題と思っております**。やはり現場にいましても、私もそう思っているところでございます。それで、私どもの市の方では全体調査を8月7日に終了しておりますして、今まとめ作業をしております。全体調査の中で、地域の方に多数御協力いただいて実態調査を行なっているわけですが、その際、現場で言われることが、耕作放棄地を見に行きますと、うちもいつかは10年後に**そう**なるだろうと。そこに耕作放棄地を解消する難しさが凝縮されているのではないかというふうに思えます。今、バリバリ農家をやっております、その息子さんは外で働いている。私一代で終わりだという方に御協力いただいているというケースが結構多うございますけれども、その言葉、10

年後にはうちもこうなるだろうという言葉、その一言で耕作放棄地対策の難しさを現場でも実感しているところでございます。

あと、今後、農地を誰が守っていくのかとなったときに、先ほど小田切委員の方から相撲に例えられていましたけれども、お相撲をとる、その新弟子さんがどんどん出てこなければ、相撲の世界だって落ちていくだろうし、農業自体、担い手をどんどん増やしていくような短期的政策、それから中期、長期にわたっての政策を組み合わせていかないと、耕作放棄地をゼロにするというような、先ほど政策部長さんの方からもお話がありましたけれども、それはなくならないだろう。現場でも、地域の方々をいろいろ巻き添えにして、いろいろな展開をやっていますけれども、実際、昨年と比べて、今年調査した結果は、また若干耕作放棄地が増えています。なぜ増えるのかといいますと、1つの農家が突然農業をできなくなったというときに、何町歩単位の耕作放棄地が出てきてしまう。その何町歩単位の耕作放棄地を、誰かが受けてやるというと何十人も必要だという話です。1件につき耕作放棄地が出てしまうと、それを担う農家の方が何十人も必要になってくる。その繰り返しということであれば、耕作放棄地はどんどんまた増えてくるのだろうと。ですから、耕作放棄地にならないような、耕作放棄地を担えるような若手の農家の方がこれから増えてこない、同じような繰り返しになるんじゃないかと現場では考えているところであります。

あともう1点、この耕作放棄地対策の中で、いろいろな政策の中で、例えば行政がかなりの力でこ入れをして耕作放棄地を解消するとなった場合に、1つ、桑野委員からもありましたとおり、所有者の責任というのはどこにあるんだろうかと。誰かがやってくれる、行政が耕作放棄地を何とかしてくれるという、そういう政策があったとすれば、耕作放棄を生み出す方がどんどん増えてくるんじゃないだろうか。その所有者自身の責任をもう少し明確にして、所有者自身が農地を有効利用しなければならないんだというような、そういう理念も1つ大切じゃないかと思っているところでございます。

以上です。

○三野座長 ありがとうございます。それでは、とりあえずここまでで事務局から何かございましたら。それが終わりましたら、永堀委員からいただきたいと思えます。特に何かございますか。なければいい。

○農村振興局長 直接の答えになるかどうかわかりませんが、私どもがこれを書いたときの気持ちをまず申し上げたいと思うのですが、先ほどから多様な主体ということで、調整するための主体であるとか、あるいは、耕作をする主体、所有者というのが出てまいりました。高橋委員がさっき私の申し上げたいことをおっしゃっていただいたのでありますが、耕作放棄地問題を私どもはいろいろな事例から学ぶときに、抱えている問題が各種各様でございまして、その解消の仕方も実は各種各様でございまして。あるところは、農家自らがそれを借りて再生し、自分の新たな農地としてやっていらっしゃるところもあれば、企業が参入して大規模に解消されたところもあります。また、JAが間にあってコーディ

ネットされているところもあります。それで、私どもはそれを実は特定して、この場合はこう、この場合はこうと最初は議論していたわけですが、そうすると、果てしなくケースが出てまいりまして、これは誰が中心になってやるかというのは、それぞれ地域が考えてやっていただくことじゃないかと。特にその場合、当然、営農といいますか、経営される方は1人だけありますから、これは誰がやるにしても、その方は農家、あるいは農業者、経営者になるわけでありまして、これは疑いのないところでありまして、大事なものは、誰が発意をして耕作放棄地を解消することに取り組むかというところまでございまして、それをもって私どもは実は「多様な主体」と置いたわけでございます。そういう意味では、少し舌足らずなところがあったということで、まさに委員の方々から御指摘いただいたように、ここは少し書き砕いて、私どもの思いをわかりやすく表現し直すということが重要だろうというふうに思っておりまして、その上で御指摘のとおり、所有者、耕作者、はたまた調整者というような観点も盛り込んだ書きぶりにここは少し直させていただきたいと思っております。これは非常に大きな1つのポイントであろうかというふうに思っております。

それから、農村政策部長の方からも申しましたように、この耕作放棄地問題は非常に裾野が広がっておりまして、これを解消しようとするときに、制度の問題もあります。これは当然、法律改正とか、いろいろな私どものこれまでの行政文書等の改正も必要になるわけでありまして。加えて、予算の対応でございまして、この場だけでなかなかすべてをお答えできないというのがございまして、例えば先ほど出ました農地制度の問題、これは別途検討しておりますから、ここではなかなかお答えできないところがあるわけでありまして、そういったところも踏まえながら、私どもがこの中でできることは、できるだけこの中に書き込みたいというふうに思っておりますので、御指摘になった点については、限界は当然ございまして、できるだけお答えできるような形で取りまとめたいと思っております。

それから、一番最後に所有者の責任という問題が出てまいりました。これは、確かに私どもの書きぶりの中に抜けていた点だと思っております。これは書き込みたいと思っております。ただ、所有者の責任を明確にするときに、当然、責任を持っていただくいろいろな制度といいますか、それをサポートするような仕組みが必要になってくるのではないかとというふうに思うのですが、これがなかなか難しい面がございまして。冒頭の議論で、税制の問題が提起されましたが、恐らく耕作放棄した農業者に対しては、一定のペナルティを与えるという意味で課税をしたらどうかとか、たぶんそういうことがお気持ちの中にあつての御指摘だと思いますけれども、しかし、税金の問題になりますと、これは国民平等に課税するというような原則もございまして、農業者だけをもって耕作放棄しているから課税するというわけにもまいりませんし、私どももなかなか書きづらいうちではございまして、しかし、確かに御指摘のとおり、基本を考えますと、農業者の耕作の責任というのはやはり触れざるを得ない面もございまして、理念の世界に終わるかもしれませ

んけれども、ここは表現を少し工夫して何とか検討してまいりたいというふうに思っております。

とりあえずのところ、私からお答えさせていただきます。

○三野座長 ありがとうございます。それでは、続けたいと思います。永堀委員。

○永堀委員 税金のことはタブーだと言われたんですけど、よく調べてみますと、政治家が絡むらしいんですね。それでなかなか難しいんですけど、将来的に考えないと。

桑野委員の言った所有者の責任ですが、はっきり言って、所有者はどんなに話しても、ごみが捨てられていても全然平気なんです。なぜかという、周りに迷惑をかけても平気ですからね。やはりそれを考えないと、これからなかなか難しいと思うんです。

もう1つ、私、埼玉県上尾市の農振区域の固定資産税は1反950万です。お隣の新潟の上越市で田んぼが1反1,200円。山ですと700円ぐらいだそうです。お隣の山形も同じぐらいだそうです。秩父の長瀬でも970円ぐらいですね。だから、税金はそんなに変わらないと思うんです。ただ、行政がどう取り組むかですね。それがこれからは一番問題だと思います。

私たちの場合は、県の方から要望がありまして、今朝ほどJA深谷市、埼玉県では県北ですが、その農協の組合長と電話で連絡したんですけど、深谷では今170haの耕作放棄地があって、主にその原因は高齢化だそうです。埼玉県からの野菜の産地も出ていますからね。やはりこれからは、新規就農は簡単に言うと大変なんです。はっきり言って、機械は農家は全然ありませんから。うちで一旦サラにして営業所にして、あとはのれん分けという形でどんどん規模拡大するわけですが、問題は、耕作放棄地を開墾する費用が大変かかるんです。何千万とってしまいますからね。それをどこかで減らさなければいけないと思っているんですけど、地主さんが責任を持ってやってくれるといいんですけど、意外と出しませんから。それが今までの体験です。

以上です。

○三野座長 ありがとうございます。それでは、野口委員、お願いします。

○野口委員 それでは、私の方から感想も含めて発言させていただきます。今回の耕作放棄地対策は、食料問題、そして今後の農地制度改正も含めて、焦眉の急を要するものであると強く認識したところであります。今回、特に小田切委員先生の方からもお話がございましたように、パラグラフ38、39で具体的な配慮が必要であるとか、検討する必要があるというふうに書かれておりますので、これについては、ぜひ具体的な、効果的な支援策等をお願いしたいと思っております。いずれにいたしましても、今ある制度、農地・水・環境保全向上対策や、中山間地域等直接支払制度、そして産地づくり交付金等の合わせ技で耕作放棄地を解消していかねばならないかなと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、この件については、各市町村の努力義務も必要ではないかと考えておりますので、私どもはこれから地元へ帰って具体的なお知恵を集めてまいりたいと考えております。

○三野座長 そのほかございますでしょうか。

○小田切委員 もう少し時間があるようですので、もう一言申し上げておきたいと思います。先ほど申し上げたように、9ページのパラグラフ38、39で、私自身は大きな前進が書き込まれているというふうに思っております。ぜひもう一押ししていただきたいところですが、これがたぶん11ページの「施策の総合化」のところに反映されていないという弱点があるのではないかと思います。恐らく、この11ページについては、案の段階から文章としての変化がないんだろーと思っておりますが、そういう点では、11ページ全体を読むと、農山漁村地域力発掘支援モデル事業、これと類似した事業を耕作放棄地の解消のために、あるいは取組の一体化のために展開していく。ただそれだけに読めてしまうんだろーと思えます。改めて申し上げますと、耕作放棄地の解消のためには、地域のそういう主体的な努力を促進するような取組、そういう意味では、今回のモデル事業は大変意味があるというふうに思っております。林野庁の山村再生総合事業と同時に、恐らく画期的な事業だろーというふうに私自身も思っているわけですが、ただ、それはあくまでも主体的な努力を促進するものであって、国家として戦略的に、例えば作物を位置づけたり、あるいは自給率の向上ということを促進するような、そういうふうな事業ではないと思えます。つまり、国家が行なうべきことと、地域が主体的な努力によって行なうべきこと、この両方あって、恐らく耕作放棄地の解消と先ほど申し上げた自給率の向上、そして農家手取りの増大、それが一貫化するというふうに思っております。

その点で、11ページの「施策の総合化」のところにもう一言、先ほどの9ページで書き込んでいただいたようなものをつけ加えていただくような、あるいは、それを見取り図としてここにも加えていただくような、そういうことが必要ではないかというふうに思えます。

○三野座長 ありがとうございます。そのほか、もし何かございましたら。

○近藤委員 一言だけ。先ほど農村政策部長からお話がありましたが、何が何でも決意を入れよとか、制度問題の方向性を書けと言っているわけではないんです。全体的に読んだ流れの中で、物事はそっちの方に明確に進み始めているんだなとか、エンジンというか、ベクトルがもうちょっとはつきりするような書き方ができるんじゃないかというのが今日の発言の趣旨です。例えばパラグラフ23は、小田切さんもおっしゃいましたし、ここはもうちょっと丁寧に書くとか、参考その他の課題もこれ1行入っていると、いま一つよくわからないところだと思うんですけども、そのあたりの書きぶりの工夫も含めて、普通の人が読んでも、確かにこれは小田切先生がおっしゃるように、読む人が読んだら、確かにここは進んでいるなとか、ここに傍聴に来ていただけるような方々が読めばわかるというだけじゃどうかというところもあるんです。だから、インターネットの時代になって、これもオープンになるわけですから、やはり世の中の、あまりそんな経緯もよくわからない人が読んでも、耕作放棄地はこっちの方向に進んでいて、制度も含めていろいろ変わるんだねということがわかるような書きぶりにしないと、研究会の文章としてどうかとい

うのがちょっと問題意識としてあります。もちろん、20年前の霞が関文学だと言われた時代から比べると、今はすごくわかりやすくはなっているんですけども、そのあたりは更にもうちょっと、しかも、ここは審議会じゃなくて研究会なものですから、もうちょっと自由にわかりやすく、普通の人が読んでも方向性がわかりよいような書き方ができないものなのかなというのが本当のところの真意であります。

○三野座長 いかがでしょうか。大体一巡で御意見をいただいたと思いますが、もしどうしても何か残しておられるという方がございましたら一、二にお受けしたいと思いますが。

今日は、骨子（案）の提示ということでございますので、委員から大変たくさん御意見をいただきました。これをもとに、もう一度また骨子の内容につきまして、肉づけをしていただくという作業がこれから残っていると思いますが、私も委員の先生方の御意見そのものでございまして、何となくこれをさっき読みますと、今、近藤さんのお話のように総花的なんです、よく読み込みますと、いろいろなことが出ておりますので、その辺をもう少し表に出るような形で整理いただくと、かなり中身が濃いものになってくるんじゃないかと思えます。その際に、小田切委員からもありましたが、いろいろな主体の一体化とか、一体という言葉、それぞれの主体もやはりある意味では役割がそれぞれあるわけですから、単に集まってプラットフォームをつくるだけではなくて、やはりもう一歩踏み込んだ役割分担のようなものを書いていただくと非常に実効のあるものになるんじゃないかと思えます。

それでは、一応中間とりまとめ骨子（案）については、今日の意見を踏まえて、具体的なとりまとめに向けて事務局でよく検討していただきますようお願いいたします。

それでは、その他に移りたいと思えます。議事（2）で「その他」ということになっておりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○農村計画課長 事務局より今後の予定につきまして御説明させていただきます。

今後の予定でございますけれども、現地調査と、第6回といたしまして、本日御議論いただきましたけれども、中間とりまとめをいたしたいと考えております。まず、現地調査につきましては、9月19日、金曜日ですけれども、愛知県下におきまして実施したいと考えております。詳細については、後日御連絡を差し上げたいと思えます。また、第6回中間とりまとめを行なう日時につきましても、調整がつき次第、御連絡を差し上げたいと思えますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○三野座長 ただいまの日程の関係でございますが、何か御質問がありますでしょうか。

それでは、後ほどまた事務局からいろいろ調整をいただくことにならうかと思えます。

それでは、ありがとうございました。これをもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

それでは、議事進行を事務局の方へお返ししたいと思います。

○農村計画課長 本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、活発、

有意義な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。先ほども申し上げましたが、次回の9月19日の現地調査につきましては、改めて事務局より御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の「第4回耕作放棄地対策研究会」を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。